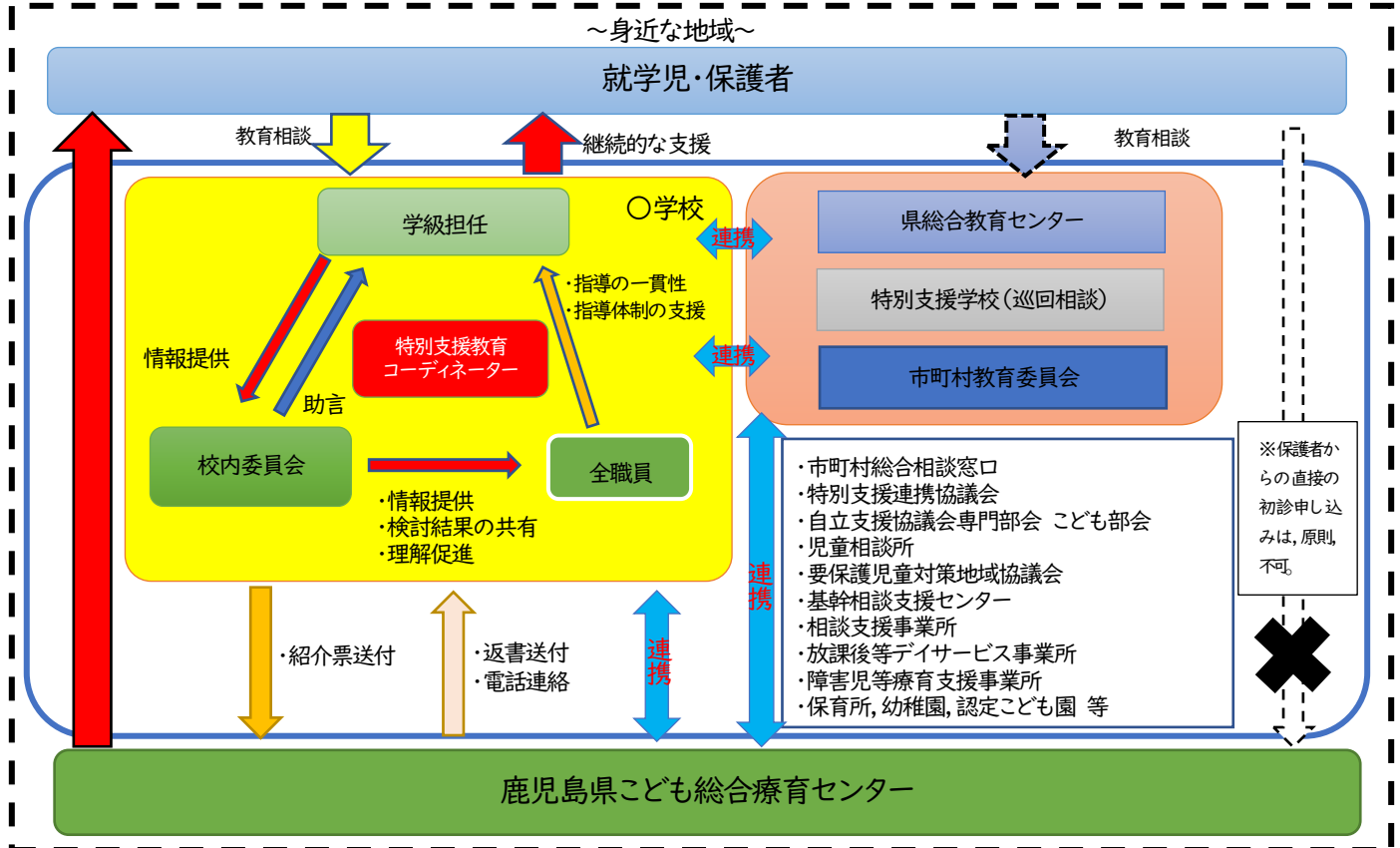


# 県子ども総合療育センターにおける初診診療予約手続き

○平成27年4月～

※就学児に係る初診の場合



## (1) 【学齢期のお子さんの発達が気になる場合】

- ・ お子さんの発達が気になる場合、身近な地域や学校において、早期に具体的で継続した支援や合理的配慮を受けることが必要であるため、まずは、お子さんが通われている学校又は市町村教育委員会、市町村の障害福祉課や障害者基幹相談支援センター、地域の事業所（相談支援事業所・放課後等デイサービス事業所等）及び地域の医療機関等へ相談してください。学校や地域の事業所及び医療機関等の様々な資源を活用しながら、お子さんに必要な支援を進めてもらうことが大切になります。
- ・ 学校や地域の事業所及び医療機関が連携しながらも、お子さんの状態に大きな改善が見られず、より専門的な医療機関の受診の必要性が出てきた際には、当センターの受診を検討してください。なお、地域の医療機関を受診している場合は、必ず主治医に当センターの受診について相談した上で、受診を検討するようにしてください。
- ・ 当センターへの電話及び来所相談については、随時、受け付けています。

## (2) 【紹介票の送付】

- ・ 初診については、保護者が直接、申し込むのではなく、対象児が通っている小学校・中学校を通じて申し込むことができます。
- ・ 初診申し込みには、「紹介票（就学児用）」の提出が必要となります。
- ・ 紹介票については、保護者から必要な情報を聞き取り、学校が作成し、学校から当センターに提出していただきます。
- ・ 保護者から相談を受けた学校は、必ず校内委員会を開催し、実態の把握や必要な合理的配慮、受診の必要性の有無等の検討を行い、保護者への助言等を行います。
- ・ 学校の校内委員会で受診の必要性があると判断された場合は、保護者と協議の上、学校が児の実態や支援内容等を記載した紹介票を作成し、当センターに送付してください。
- ・ なお、紹介票の作成については、初診の場合のみ必要であり、再診の際は必要ありません。
- ・ 学校で作成している個別の教育支援計画及び指導計画等を添付してください。
- ・ 学校で知能検査や発達検査等を実施しているときは、その資料も添付してください。
- ・ 既に他の医療機関を受診しているときは、保護者に「診療情報提供書」の提出をお願いする場合があります。

## (3) 【学校・保護者への連絡】

- ・ 紹介票を提出していただくのと地区担当ケースワーカーから学校と保護者のそれぞれに初診に向けた聞き取りのためのお電話をさせていただきます。
- ・ 学校及び保護者への聞き取りが済むと、初診日時の調整に入ります。その後、初診日が決まり次第、保護者に初診日時の案内をさせていただきます。
- ・ 初診日時の学校への連絡は、保護者からお伝えいただくようにしております。

## (4) 【返書の送付】

- ・ 当センターは、診断等を行った後、紹介票の送付元の学校に対して、保護者の同意を得た上で、今後の支援に必要な情報を添付した返書を送付し、学校と連携を図りながら、継続した支援をサポートします。

## (5) 【再診について】

- ・ 対象児に困り事が出てきた際には、保護者からの電話のみで、予約を入れることができます。
- ・ 再診を希望される際、前回受診時から数年の間隔が空いている場合は、状況確認シートの提出を学校にお願いしています。